## 本号で公布された条例 0 あ らまし

護保険 法施 行 条例  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 する条 例 绮 玉 県 条 例 第十 匹 号) (高 齢 者 福 祉

#### 課)

部改正 厚生 一労働 に 伴 省 1 令 条例 指 定 居  $\mathcal{O}$ 宅 部を改 サ F. 正する。 ス 等  $\mathcal{O}$ 人 員、 設 備 及 び 運 営 に 関する基準 等  $\mathcal{O}$ 

# 改正内

#### $\left( \longrightarrow \right)$ 全サ ピ ス 共 通

運営 規 程 カュ 等 適用  $\mathcal{O}$ 重要事 ,項をウ エ ブ サ 1 に 掲載することを義務付 け **令** 和

#### $(\underline{\phantom{a}})$ 訪 問 IJ ハ ピ IJ テー シ 彐 ン、 通 所 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐

兀

月

日

5

入 院 中 医 療機 関 が 成 たリ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 画 書の 入手及 び 把 握 を義

### 務付け

#### $(\equiv)$ 短期 入 所

三月三十 減に資する方策を検  $\mathcal{O}$ 促進を図 業務 の効 一日までは 率化、 る ため、 介 利用者 討 努力義務 護サー するた  $\mathcal{O}$ ピ 安全、 め ス  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 委員会の 質 介  $\mathcal{O}$ 護 向 サ 上 定期 そ ピ  $\mathcal{O}$ 的 他 ス  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ 開 質 生 産 催  $\mathcal{O}$ を義 確保 性  $\mathcal{O}$ 務付 及 向 び 上 け 職 員の 資す **令** 負 る 和 担 取 九 組

## (四) 特定施 設 入居者生活介護

T 担 和 軽 九 業務  $\mathcal{O}$ 年三月三十 減に 促進  $\mathcal{O}$ を図る 効率化 資する方策を検討 た \_ め、 介護サ 日までは 利 用 者 努力義務) するため ビ  $\mathcal{O}$ ス 安全、  $\mathcal{O}$ 質  $\hat{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 委員会 向 護 上そ サ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 他 ピ 期 ス  $\mathcal{O}$ 的 生  $\mathcal{O}$ 産 質 な 開  $\mathcal{O}$ 性 催 確  $\mathcal{O}$ 保 を 向 義 及 上 び に 付 職 資 す 員 け  $\mathcal{O}$ る 取

### イ 協 力医 療機関 لح の連携体 制 の構築

- 1 以下  $\mathcal{O}$ 要件 を 満たす協 力 医 療機関を定め ることを努力義務とす
- 入所 者の 病 状急変時 等に 医師等 が 相 談 対応 を行う 体 制 を 常 時 確 保
- 診 療  $\mathcal{O}$ 求 8 が あ 0 た 場合 に診 療 を行 う体 制 を常時 確 保
- 2 め は ることを 興 感 義 務付 染症 発生時 け 努力義務とす 等  $\mathcal{O}$ 対 応 る をあら (第二種協定指定 かじめ 第二種協定指 医 療機 関 定医 が 協 力 療 医 機 療 関 機 と 取 関 1)
- ウ 九 年三月三十 П 生管理 <del>--</del> 体 日 ま 制 で  $\mathcal{O}$ は 整 努力 備 لح 計 義 務) 画 的 な П 腔 衛生管 理  $\mathcal{O}$ 実施を義務 付 け **令** 和

- 伍 福祉用具貸与、特定福祉用具販売
- T 択 情 で 報 貸与及 きることに  $\mathcal{O}$ 提供 び 等を義 販 売に 2 務付 V 9 て け  $\mathcal{O}$ て 利 用 \_ 者等 部 福 祉  $\sim$  $\mathcal{O}$ 用 +具 分  $\mathcal{O}$ 貸与と な 説 明 ٤, 販 売 選 択  $\mathcal{O}$ 選 択 に当た 制 導 入 0 て に 必 伴 要な 11 選
- イ 況  $\mathcal{O}$ 貸 確 与 認 及 (び販売に 等を義務 付 0 V て 貸 与 継 続  $\mathcal{O}$ 必 要 性  $\mathcal{O}$ 検 討 Þ 販 売 計 画  $\mathcal{O}$ 目 達 成 状
- (六) 介 護老 人福祉施設 介 護 老 人 保 健施 設 介 護 医 療 院
- ア 和 担 組 軽 業務 九  $\mathcal{O}$ 年三月三十 促進を図る 減に資す 0 効 率 る 化 ため、 方策を検討 \_\_ 日 ま 介護 利用 で サ は す 者 努力義務) ピ る  $\mathcal{O}$ ス ため 安全、  $\mathcal{O}$ 質  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 委員会 介護 向 上そ サ 0  $\mathcal{O}$ 定 ピ 他 期 ス  $\mathcal{O}$ 生産 的  $\mathcal{O}$ 質 な 開  $\mathcal{O}$ 性 催 確  $\mathcal{O}$ 保 を義務付 向 及 上 び に 職 資 員 す け  $\mathcal{O}$ る 負 取
- イ 協力医療機関との連携体制の構築
- 月三十一 以下  $\mathcal{O}$ 要件 日まで を は努力 満たす 義務) 協 力医 療機関を定めることを義務付 け (令和 九 年三
- 入 所 者  $\mathcal{O}$ 病 状 急変時 等 に 医 師等 が 相 談 対 応を行 う体 制 を常 時 確
- ・ 診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保
- 保 入 院  $\mathcal{O}$ 必 要性 が 認め 6 れた場合、 原則 とし て入院を受け 入 れ る 体 制 を
- 決 合  $\emptyset$ 新 は ることを 興 義 感 務付 染症 発生時 け 努力義務と 等  $\mathcal{O}$ す 対 る 応 をあ (第二種協 5 か じ 定指定  $\Diamond$ 第二 種 医 療機関 協定指 定医 が 協 力医療 療 機関 と取 V)
- 出 介護老人福祉施設

緊急 時 等  $\mathcal{O}$ 対 応方 針  $\mathcal{O}$ 年 1 口 以 上  $\mathcal{O}$ 見 直 を義務 付 け

八 介護療養型医療施設

令和六年三月 末 で 廃 止 さ れ る た  $\emptyset$ 関 係 基 準 を 削 除

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、 <del>--</del> 部経 過措 置 あ ŋ 訪 問 看護、 訪 問 IJ ハ F. IJ テ シ 彐 ン  $\mathcal{O}$ ピ ス に

ついては令和六年六月一日